

〔平成 23 年 4 月 6 日〕定款の施行に関する規則 一部改正

新	旧
<p>《18 ページ》</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 法第 211 条第 1 項に規定する純資産額規制比率に関する届出書 毎月末</u></p> <p><u>(5) 法第 211 条第 1 項に基づく省令第 100 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった場合に同条第 2 項乃至第 4 項により作成する書類 主務大臣に提出する日</u></p> <p><u>2 前項に掲げる書類の提出は、主務大臣へ届け出た書類の写しを提出することにより行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、平成 23 年 4 月 6 日から施行する。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>2 法第 211 条第 1 項に規定する純資産額規制比率を算出する会員は、省令第 100 条第 2 項から第 5 項の例により純資産額規制比率に関する届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>